

## 公 募 公 告

次のとおり公告します。

### 1. 公募に付する事項

- (1) 事業等の名称: 成田国際空港フライト情報の提供及びビデオ表示器の提供業務
- (2) 事業等の実施予定時期: 2026年4月1日(水)～2027年3月31日(水)
- (3) 業務履行に必要となる技術又は設備等: 業務仕様書のとおり

### 2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度外務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3. 公募説明会

入札説明会は開催しない。仕様書等について質問がある場合は、令和8年1月27日(火)までに下記まで連絡すること。

外務省大臣官房総務課 担当: 長畠

Eメール: hiroaki.nagahata-2@mofa.go.jp

電話: (代)03-5501-8000 (内)5795

### 4. 応募申込み

- (1) 応募申込書提出期限: 令和8年2月17日(火)正午
- (2) 提出場所: 上記3. と同様
- (3) 提出すべき書類等:  
①応募申込書(書式任意)、②資格審査結果通知書(写)、③業務仕様書6(9)に示す書類。

以上公告する。

令和8年1月13日

外務省大臣官房総務課長 石飛 節

令和　年　月　日  
(提出日を記入して下さい)

## 応募申込書

外務省大臣官房会計課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

2026年度成田国際空港フライ特情報の提供及びビデオ表示器の使用業務の公募について、下記の関係資料を添付の上申込みする。

記

- 1 資格審査結果通知書（写）
- 2 応札物件の規格・性能がわかる資料（提案書、製品カタログ等）

以上

## 仕 様 書

1 調達件名：成田国際空港フライト情報の提供及びビデオ表示器使用

2 契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 設置期限：令和8年4月1日

4 設置場所：千葉県成田市古込字古込1-1 外務省成田分室等

### 5 借入機器及び数量

外務省成田分室、第1ターミナル外務省貴賓室、第2ターミナル外務省貴賓室においてフライト情報及び必要器材の提供・設置を行うこと。

以下の機能・性能等と同等又はそれ以上の性能を有すること。

○それぞれの場所における液晶モニターは液晶20型程度。

○その他、必要な操作端末等。

### 6 その他

(1) 契約額は物品の納入等に関わる一切の経費（運送・搬入・設置）を含む額とすること。

(2) 支払いは後払いとし、最小請求書発行単位は月毎とする。

(3) 搬入及び据付調整作業等は、本省における各種業務に支障を来さないよう外務省成田分室に事前承認を得た上で実施すること。また、右作業過程において、物品の亡失及び破損等の事故が発生した場合は、天災その他不可抗力の場合を除き、すべて受託者が責任をもって弁償するものとする。

(4) 搬入、据付作業及びリース期間満了時における撤去作業は、受託者が責任をもって実施の上、それら作業にかかる経費について受託者側負担とし、搬入・搬出などの費用は契約金額に含まれるものとする。

(5) 搬入・施工にあたり、通路等の養生の義務はないが、破損・物損等が発生した場合は担当官の指示に従い、速やかに修復すること。

(6) ダンボール他梱包材料等残材は持ち帰ること。また、清掃を行うこと。

(7) 機器導入後の操作説明及び研修費用は契約金額に含まれるものとし、習熟に必要な研修を行うものとする。

(8) 操作方法照会・相談・保守依頼・各機器に関する問い合わせ等に常時可能なサポート・サービスを提供し、それらサービスを一括して対応できる窓口（受付時間：平日9時00分～17時30分まで）を開設すること。

(9) 応札物件の規格・性能がわかる資料（提案書、製品カタログ等）を関連書類と共に提出すること。

(10) 受託者は、落札後、本件についてサポート連絡先を明示すること。

(11) 業務終了時は、月毎に任意の書式で業務終了通知を送付すること。

以 上